

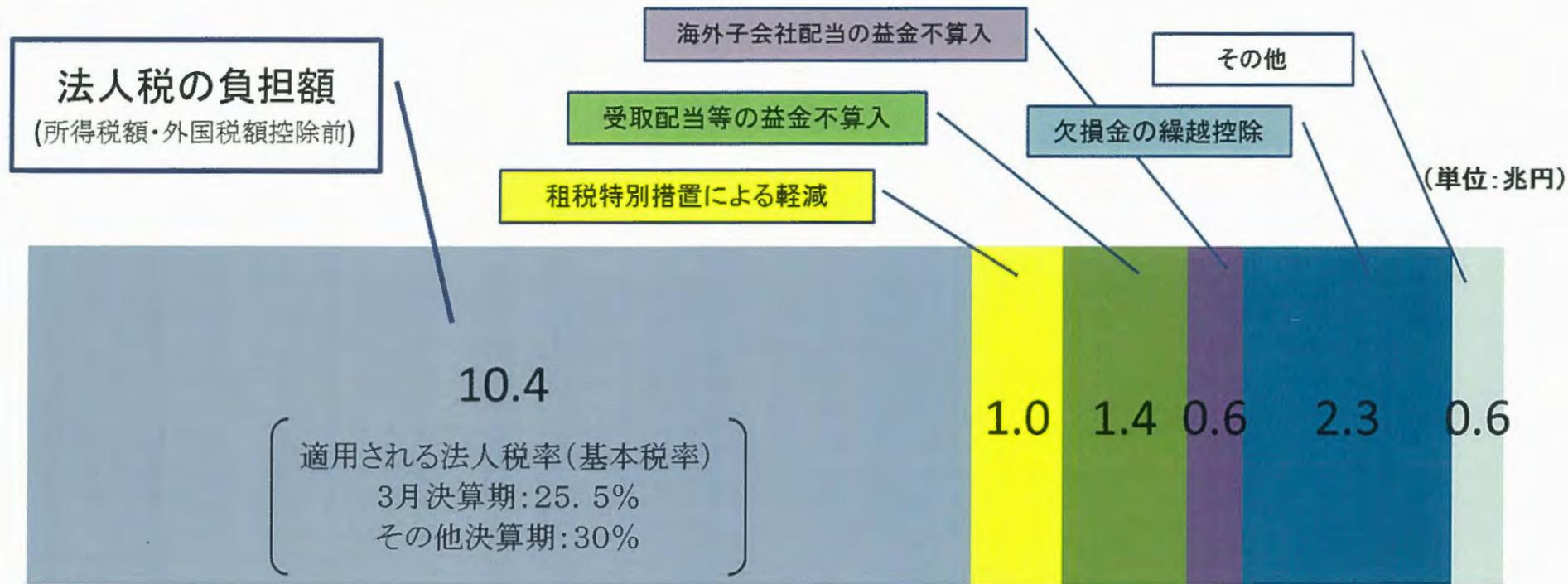
（平 26 . 4 . 14）  
法 D 3 - 2

# 参 考 資 料

## 〔租税特別措置〕

平成 26 年 4 月 14 日(月)  
財 務 省

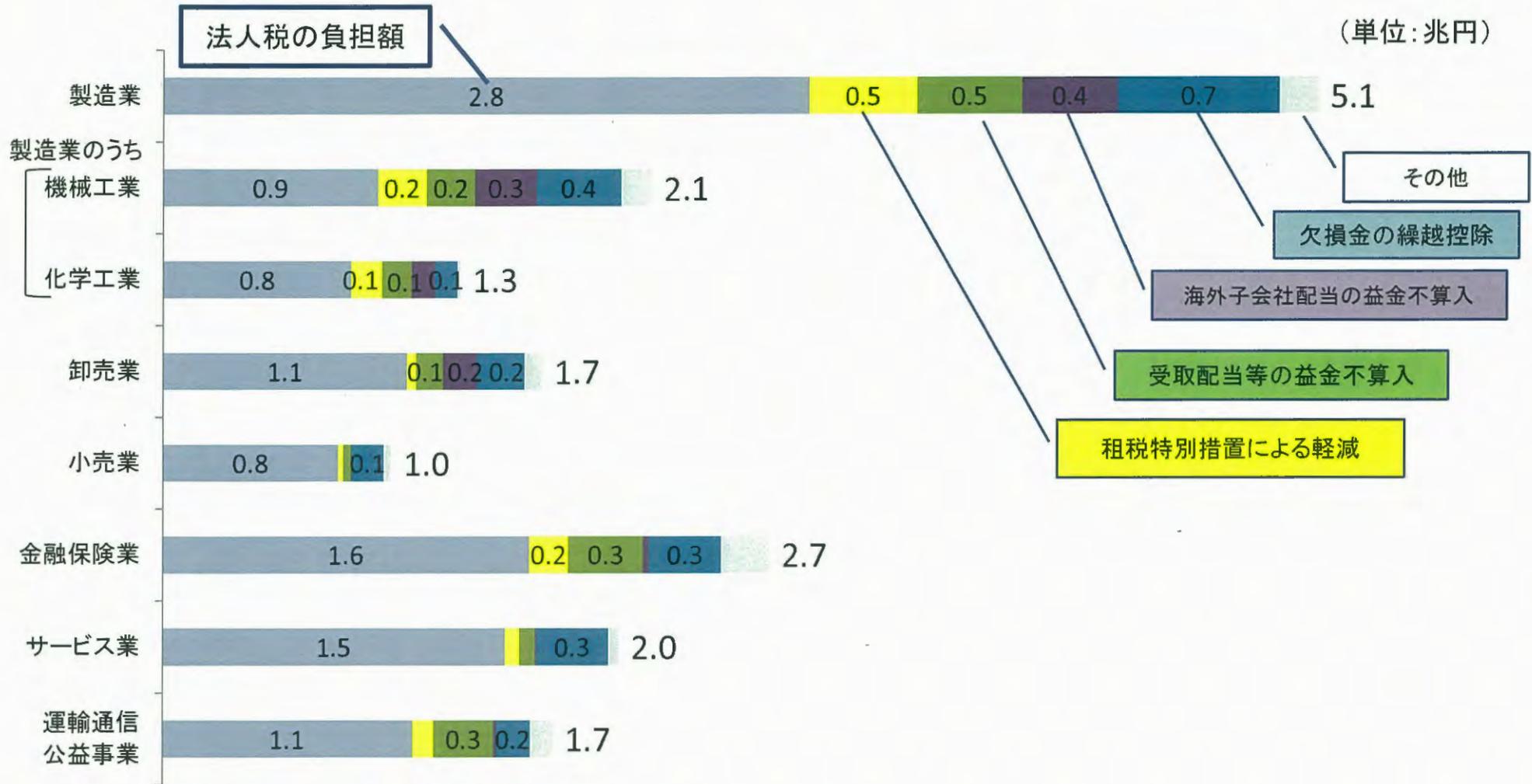
法人税額 (国税) と税引き前利益の関係 (平成 24 年度)



税引前当期利益 (租特なかりし場合) に法人税率を乗じた推計額 16.2兆円程度

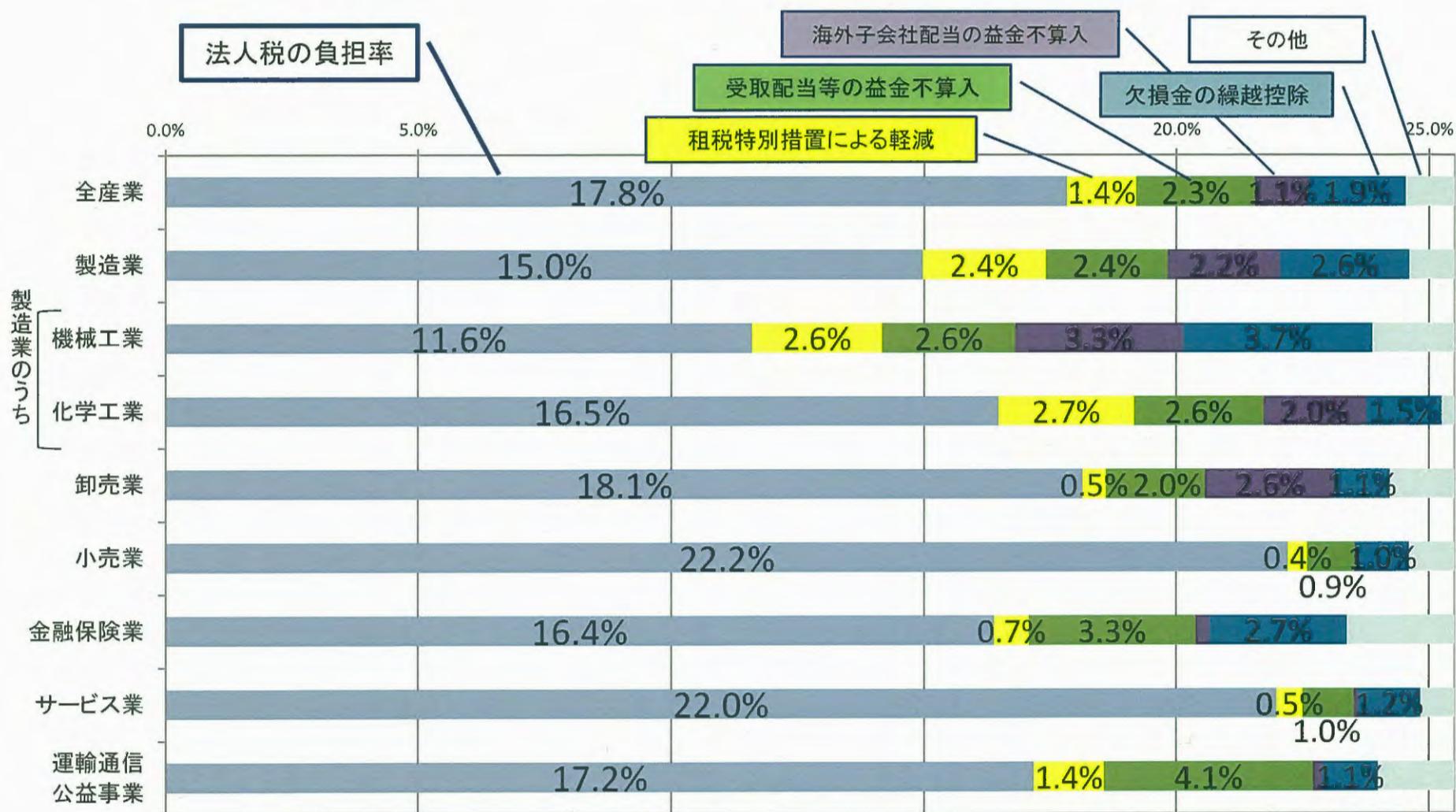
(注) 1. 国税庁「会社標本調査」(平成24年度)等に基づき財務省で推計  
 2. 上記は、平成24年度に適用される法人税率による法人税額(所得税額・外国税額控除前)、及び、法人税制上の主な措置による法人税負担への影響額を推計したものである。  
 3. 「その他」は、連結納税による個別所得金額の合計額と連結所得金額との差額・事業税の損金算入額(減収要因)、交際費・寄附金等の損金不算入額(増収要因)等を勘案したもの。

# 法人税額 (国税) と税引き前利益の関係 (業種別) (平成 24 年度)



- (注) 1. 国税庁「会社標本調査」(平成24年度)等に基づき財務省で推計  
 2. 上記は、平成24年度に適用される法人税率による法人税額(所得税額・外国税額控除前)、及び、法人税制上の主な措置による法人税負担への影響額を推計したものである。  
 3. 「その他」は、連結納税による個別所得金額の合計額と連結所得金額との差額・事業税の損金算入額(減収要因)、交際費・寄附金等の損金不算入額(増収要因)等を勘案したものである。

## 利益計上法人(業種別)の法人税(国税)の負担率(平成24年度)



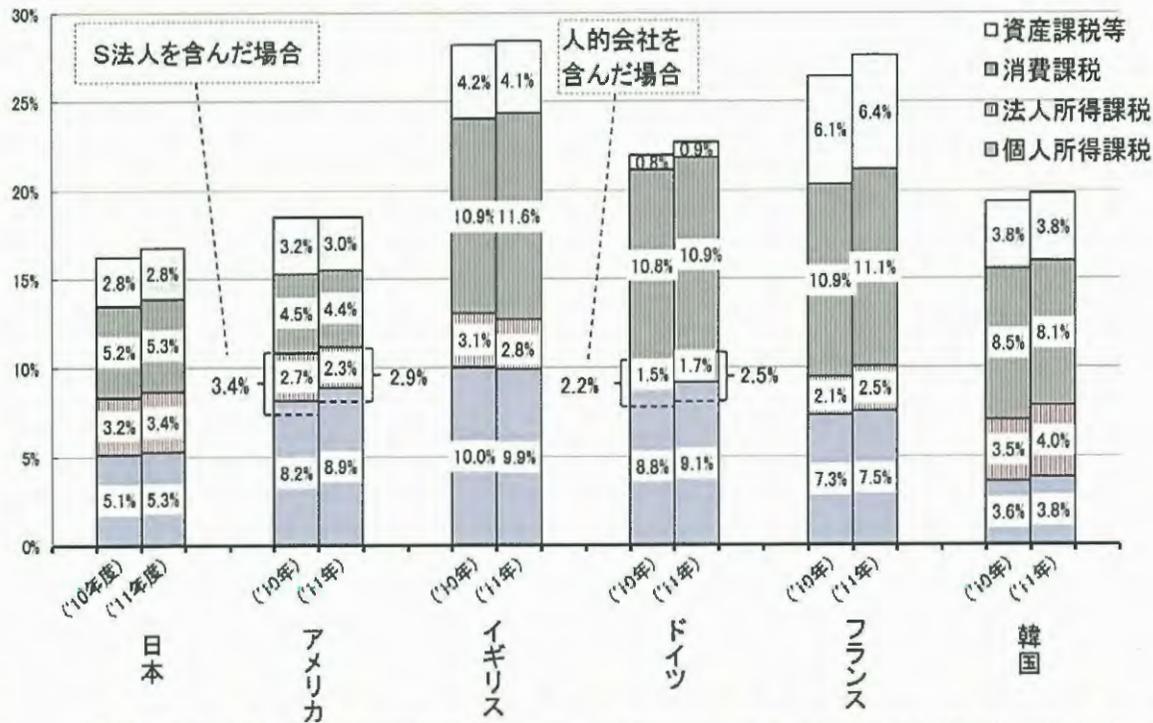
(注) 1. 国税庁「会社標本調査」(平成24年度)等に基づき財務省で推計

2. 上記は、利益計上法人(所得金額が正である法人)について、法人税率(表面税率)を25.5%と置いた場合の税引前当期利益(租税特別措置なかりし場合)に占める法人税の割合、及び、法人税制上の主な措置による税負担への影響割合を推計したものである。

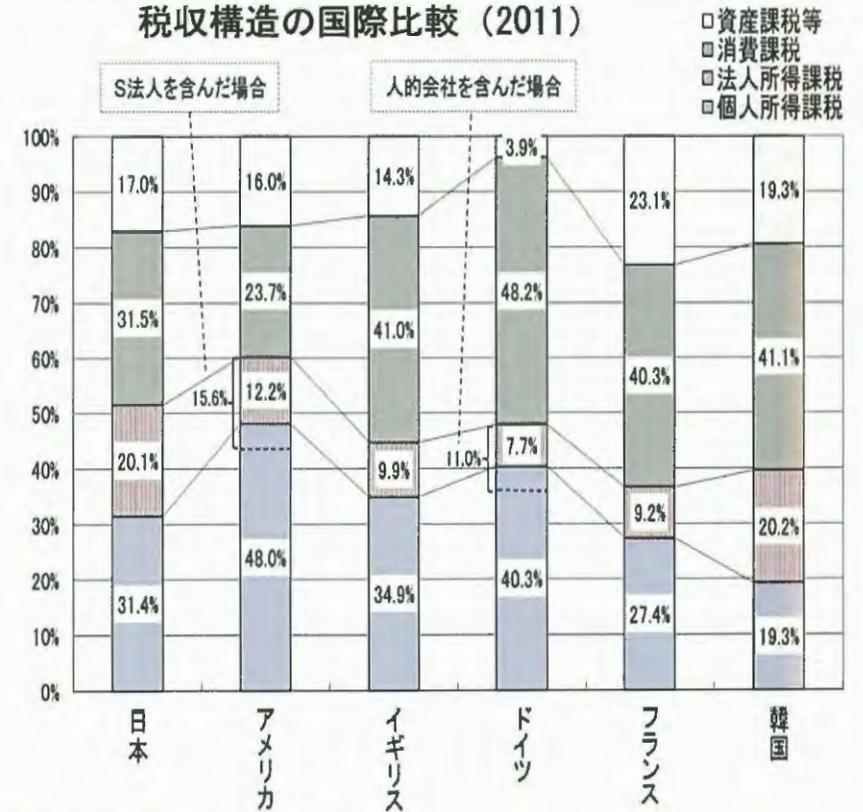
## 我が国の税収構造

- 我が国の税収規模（租税収入の対GDP比）は、諸外国と比較して低い水準。
- 我が国の法人税収の規模（法人税収の対GDP比）は、米国や、法人税率の低いイギリス（税率 23%）や韓国（税率 24.2%）などの諸外国と比較してみても、際だって高いわけではない。
- なお、我が国の法人所得課税の税収全体に占める割合は、そもそも税収全体の規模が小さいこともあり、諸外国と比較して相対的に高くなっている。

税目別収入（対GDP比）の国際比較(2010、2011)



税収構造の国際比較（2011）



(備考) 日本の国・地方合わせた法人税率は、平成 22・23 年度 (2010・2011 年度) : 40.69%、平成 26 年度 (2014 年度) : 35.64%

(出所) 日本は平成 23 年度 (2011 年度) 実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2012" 及び同 "National Accounts "による。

## 租特一覧

租税特別措置の適用実態調査の報告書(24年度分)に掲載したもの(廃止されたものは除く)及び25・26年度に創設したもの

### 1 特定の企業行動（投資・雇用）を支援するもの

#### 1-①研究開発

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p><b>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（研究開発税制）</b></p> <p>(1) 試験研究費の総額に対し、試験研究費割合に応じ8%~10%の税額控除（当期の法人税額の30%を限度）ができる。</p> <p>(2) 国の試験研究機関、大学その他の者との共同試験研究等について、(1)と合わせてこれらの試験研究に係る試験研究の額の12%の税額控除（(1)の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度）ができる。</p> <p>(3) 中小企業者等の試験研究費について、(1)、(2)の税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の12%の税額控除（当期の法人税額の30%を限度）ができる。</p> <p>(4) (1)~(3)とは別枠で、下記イ、ロの選択適用により、税額控除の上乗せ措置（当期の法人税額の10%を限度）が適用できる。</p> <p>イ 増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合…増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には増加割合）を乗じて計算した金額</p> <p>ロ 当期の試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合…超える部分に超過税額控除割合（当期の試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合）を乗じて計算した金額</p> <p>(1)~(3) なし (4) H29.3.31</p>	11,177	3,952	化学工業 24.0% 輸送用機械器具製造業 21.8% 機械製造業 11.1%	—	▲3,952
<p><b>技術研究組合の所得計算の特例</b></p> <p>技術研究組合が負担金を賦課して試験研究用資産の取得等をした場合には、1円まで圧縮記帳ができる。</p> <p>H27.3.31</p>	8	10	サービス業 93.1% その他 6.9%	—	▲2

1-②設備投資

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（環境関連投資促進税制）</p> <p>(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をした場合には、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。</p> <p>(2) 一定の太陽光発電設備、風力発電設備については、上記(1)の特別償却に代え、普通償却限度額との合計で取得価額までの特別償却（即時償却）ができる。</p> <p>(1) H28. 3. 31 (2) H27. 3. 31</p>	特別償却 2,834	1,160	運輸通信公益事業 21.0% サービス業 11.5% 不動産業 10.9%	257 (22.2%)	▲175
	特別控除 710	6	サービス業 14.4% 卸売業 12.3% 小売業 10.3%	2 (28.6%)	▲6
<p>沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。</p> <p>H29. 3. 31</p>	0	0	-	-	-
<p>沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。</p> <p>H29. 3. 31</p>	11	9	運輸通信公益事業 99.2% サービス業 0.6% 建設業 0.2%	9 (99.9%)	▲9
<p>沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p> <p>沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の34%（建物等は20%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。</p> <p>H29. 3. 31</p>	特別償却 2	0	卸売業 59.4% 食料品製造業 40.6%	-	0
	特別控除 6	2	運輸通信公益事業 92.4% 食料品製造業 3.3% 卸売業 2.5%	-	▲2

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位 10 社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p> <p>沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の 50%（建物等は 25%）の特別償却又は 15%（建物等は 8%）の税額控除（当期の法人税額の 20%を限度）ができる。</p> <p>H29. 3. 31</p>	特別償却 0	0	—	—	—
<p>沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</p> <p>産業集積経済金融活性化特別地区の区域内において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の 50%（建物等は 25%）の特別償却又は 15%（建物等は 8%）の税額控除（当期の法人税額の 20%を限度）ができる。</p> <p>H29. 3. 31</p>	特別控除 1	0	金属製品製造業 100%	—	0
<p>沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の税額控除の適用を受けた場合に控除限度超過額があるときは、その控除限度超過額について 4 年間の繰越控除（法人税額の 20%を限度）ができる。</p> <p>なし</p>	9	0	運輸通信公益事業 48.2% 食料品製造業 40.6% 卸売業 8.2%	—	0
<p>国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除</p> <p>指定法人が国家戦略特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額の 50%（建物等は 25%）の特別償却又は 15%（建物等は 8%）の税額控除（当期の法人税額の 20%を限度）ができる。ただし、一定の機械装置等で、中核的な特定事業に供されるものについては即時償却ができる。</p> <p>H28. 3. 31</p>					26 年度改正で 創設 ▲20

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位 10 社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<b>国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</b> 指定法人が国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額の 50%（建物等は 25%）の特別償却又は 15%（建物等は 8%）の税額控除（当期の法人税額の 20%を限度）ができる。 H28. 3. 31	特別償却 5	3	金融保険業 99.9% 卸売業 0.1%	—	▲1
	特別控除 14	17	運輸通信公益事業 61.7% 輸送用機械器具製造業 22.1% 化学工業 13.9%	17 (98.9%)	▲17
<b>国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除</b> 生産等設備の取得価額の合計額が当期の減価償却費の額を超え、かつ、前期に取得等をした生産等設備の取得価額の合計額の 110%相当額を超える場合には、その生産等設備を構成する資産のうち機械装置の取得価額の 30%の特別償却又は 3%の税額控除（当期の法人税額の 20%を限度）ができる。 H27. 3. 31					25 年度改正で 創設 ▲1,050
<b>生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除</b> 特定生産性向上設備等の取得等をした場合には、普通償却限度額に加え、取得価額までの特別償却（即時償却）又は 5%（建物等は 3%）の税額控除（当期の法人税額の 20%を限度）ができる。 なお、平成 28 年度からは取得価額の 50%（建物等は 25%）の特別償却又は取得価額の 4%（建物等は 2%）の税額控除とする。 H29. 3. 31					26 年度改正で 創設 ▲2,990
<b>公害防止用設備の特別償却</b> 公害防止用設備の取得等をした場合には、取得価額の 8%の特別償却ができる。 H28. 3. 31	2	0	輸送用機械器具製造業 60.6% 食料品製造業 39.4%	—	0
<b>船舶の特別償却</b> 海上運送業を営む法人が、海上運送業の経営の合理化及び環境負荷の低減に資する船舶の取得等をした場合には、取得価額の 16%又は 18%の特別償却ができる。 H27. 3. 31	57	610	運輸通信公益事業 55.2% サービス業 23.0% その他の製造業 15.0%	363 (59.5%)	▲48

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位 10 社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p><b>耐震基準適合建物等の特別償却</b> 耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得等をしたその耐震改修対象建築物の部分について、25%の特別償却ができる。 H27. 3. 31</p>					26 年度改正で 創設 ▲70
<p><b>関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却</b> 文化学術研究地区において整備される一定の研究施設の取得等をした場合には、取得価額の 12%（建物等は 6%）の特別償却ができる。 H27. 3. 31</p>	2	0	民生用電気機械器具電球 製造業 81.4% 産業用電気機械器具製造 業 18.6%	—	0
<p><b>共同利用施設の特別償却</b> 生活衛生同業組合等が、共同利用施設の取得等をした場合には、取得価額の 6%の特別償却ができる。 H27. 3. 31</p>	0	0	—	—	—
<p><b>特定農産加工品生産設備等の特別償却</b> (1) 経営改善計画の承認を受けた特定農産加工業者が、特定農産加工品生産設備の取得等をした場合には、取得価額の 30%の特別償却ができる。 (2) 生産製造連携事業計画の認定を受けた法人が、新用途米穀加工品等製造設備の取得等をした場合には、取得価額の 30%の特別償却ができる。 (1)H28. 3. 31 (2)H27. 3. 31</p>	1	0	建設業 100%	—	0
<p><b>特定信頼性向上設備等の特別償却</b> (1) 電気通信基盤充実臨時措置法の実施計画の認定を受けた法人が、特定信頼性向上設備の取得等をした場合には、取得価額の 15%の特別償却ができる。 (2) 基幹放送事業者等が、予備送信設備等の取得等をした場合には、取得価額の 15%の特別償却ができる。 (1)H27. 3. 31 (2)H28. 3. 31</p>					25 年度改正で 創設 0

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p><b>特定地域における工業用機械等の特別償却</b>  (1) 過疎地域及び振興山村において工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の10%（建物等は6%）の特別償却ができる。  (2) 半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域等のうち産業振興のための取組が積極的に推進される地域において産業振興機械等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の32%（建物等は48%）の割増償却ができる。  H27. 3. 31</p>	128	34	窯業又は土石製品製造業 29.2% 食料品製造業 12.5% 輸送用機械器具製造業 11.5%		▲7
<p><b>沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却</b>  沖縄の離島地域において旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価額の8%の特別償却ができる。  H29. 3. 31</p>	1	0	その他の製造業 100%	—	0
<p><b>医療用機器等の特別償却</b>  高度・先進医療の提供に資する医療機器又は医療の安全の確保に資する機器の取得等をした場合には、それぞれ取得価額の12%又は16%の特別償却ができる。  H27. 3. 31</p>	1,167	38	サービス業 91.1% 運輸通信公益事業 4.2% その他 2.5%	8 (20.9%)	▲8
<p><b>障害者を雇用する場合の機械等の割増償却</b>  障害者雇用割合が50%以上等である事業年度において有する機械装置等のうちその事業年度又はその事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度に取得等をしたものについて、普通償却限度額の24%（工場用建物等は32%）の割増償却ができる。  H28. 3. 31</p>	45	5	産業用電気機械器具製造業 90.3% サービス業 3.9% パルプ、紙、紙製品製造業 1.7%	5 (95.6%)	▲1
<p><b>支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却</b>  支援事業所取引金額が増加した場合には、3年以内取得資産について、普通償却限度額の30%の割増償却ができる。  H27. 3. 31</p>	50	3	サービス業 39.1% 運輸通信公益事業 33.6% 料理飲食旅館業 9.3%	3 (83.7%)	▲1
<p><b>次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却</b>  基準適合認定を受けた事業年度において有する建物等のうちその認定に係る一般事業主行動計画の計画期間開始の日からその認定を受けた事業年度終了の日までに取得等をしたものについて、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。  H27. 3. 31</p>	35	74	運輸通信公益事業 84.0% 化学工業 6.4% 小売業 5.5%	72 (97.7%)	▲20

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却</p> <p>サービス付き高齢者向け賃貸住宅の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の28%（注）（耐用年数が35年以上のものは、40%）の割増償却ができる。</p> <p>（注）平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に取得等をしたものについては、14%（耐用年数が35年以上であるものについては20%）</p> <p>H28. 3. 31</p>	30	1	サービス業 72.5% 不動産業 13.2% 小売業 9.7%	1 (71.6%)	0
<p>特定再開発建築物等の割増償却</p> <p>特定再開発建築物等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の10%（都市再生事業により整備される建築物は地域に応じて40%又は50%、中心市街地活性化法に基づき整備される一定の建築物等については30%）の割増償却ができる。</p> <p>H27. 3. 31</p>	48	60	不動産業 42.8% 小売業 33.3% 運輸通信公益事業 11.6%	56 (94.6%)	▲10
<p>倉庫用建物等の割増償却</p> <p>総合効率化計画の認定を受けた法人が、物資流通拠点区域において、倉庫用建物等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の10%の割増償却ができる。</p> <p>H27. 3. 31</p>	24	9	卸売業 78.5% 運輸通信公益事業 15.9% 農林水産業 5.5%	9 (96.7%)	▲2
<p>特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例</p> <p>特別償却の適用を受けた場合に特別償却不足額があるときは、その不足額について1年間の繰越しができる。</p> <p>なし</p>	1,828	303	運輸通信公益事業 53.6% 金属製品製造業 6.2% 建設業 6.0%	143 (47.3%)	▲27
<p>対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例</p> <p>日本船舶・船員確保計画の認定を受けた船舶運航事業者等が、計画期間内の日を含む各事業年度終了の時に於いて日本船舶及び船員の確保を実施している場合には、その事業年度における日本船舶を用いた対外船舶運航事業等による収入金額に係る所得金額と日本船舶の純トン数に応じたみなし利益金額との差額を損金の額又は益金の額に算入する。</p> <p>なし（計画の認定期限はH26. 3. 31）</p>	7	235	運輸通信公益事業 100%	—	▲9

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位 10 社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除</p> <p>沖縄の情報通信産業特別地区において特定情報通信事業を営むものとして認定を受けた法人が、設立後 10 年間、その事業から得た所得金額の 40%の損金算入ができる。</p> <p>H29. 3. 31</p>	1	0	サービス業 100%	—	0
<p>沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除</p> <p>沖縄の国際物流拠点産業集積地域において特定国際物流拠点事業を営むものとして認定を受けた法人が、設立後 10 年間、その事業から得た所得金額の 40%の損金算入ができる。</p> <p>H29. 3. 31</p>	1	0	その他の製造業 100%	—	0
<p>沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除</p> <p>経済金融活性化特別地区において経済金融活性化産業に属する事業を営むものとして認定を受けた法人が、設立後 10 年間、その事業から得た所得金額の 40%の損金算入ができる。</p> <p>H29. 3. 31</p>					26 年度改正で 改組 0
<p>国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</p> <p>総合特別区域法の指定特定事業法人が、その指定日以後 5 年間、特定国際戦略事業から得た所得金額の 20%の損金算入ができる。</p> <p>H28. 3. 31</p>	0	0	—	—	—
<p>認定研究開発事業法人等の課税の特例</p> <p>認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人が、その認定の日以後 5 年間、研究開発事業又は統括事業から得た所得金額の 20%の損金算入ができる。</p> <p>H27. 3. 31</p>	0	0	—	—	—
<p>特定の長期所有土地等の所得の特別控除</p> <p>平成 21 年及び平成 22 年に取得をした国内にある土地等で、所有期間 5 年超のものの譲渡をした場合には、1,000 万円の特別控除ができる。</p> <p>H22. 12. 31 (土地の取得期限)</p>	2	0	建設業 100%	—	0

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位 10 社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例</p> <p>特定地域内にある事業用の土地建物等を譲渡し、一定の要件に該当する土地建物等又は機械装置等の取得等をした場合には、その譲渡益の 80%につき、圧縮記帳による課税の繰延べができる。</p> <p>H29. 3. 31 (所有期間 10 年超の国内にある土地等と国内にある一定の土地等との買換えについては H26. 12. 31)</p>	1, 197	3, 485	不動産業 24. 7% その他の製造業 15. 8% 運輸通信公益事業 13. 3%	/	▲643
<p>平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例</p> <p>平成 21 年及び平成 22 年に国内にある土地等の取得をし、一定の届出書を税務署長に提出した場合において、その取得後 10 年以内に、その者の所有する他の事業用土地等の譲渡をしたときは、その他の事業用土地等の譲渡益の 80% (平成 22 年にのみ土地等を取得した場合は 60%) につき、圧縮記帳による課税の繰延べができる。</p> <p>H22. 12. 31 (土地の取得期限)</p>	186	368	金融保険業 44. 8% 不動産業 30. 7% サービス業 7. 0%	272 (73. 9%)	▲92

1-③所得（給与支給）・雇用

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位 10 社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p><b>雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（雇用促進税制）</b>                      本制度の適用を受けようとする事業年度等において事業主都合による離職者がいないことの要件を満たす法人が、基準雇用者数が 5 人以上（中小企業者等は 2 人以上）であること等の要件を満たす場合には、40 万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の 10%（中小企業者等は 20%）を限度）ができる。                      H28. 3. 31</p>	4,334	65	サービス業 37.2% 小売業 21.5% 金融保険業 11.9%	18 (26.9%)	▲65
<p><b>雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除</b>                      国内雇用者に対して給与等を支給しており、その法人の雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が 5%（平成 25・26 年度：2%、27 年度：3%）以上である場合で、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上である等一定の要件を満たす場合、雇用者給与等支給増加額の 10%の税額控除（当期の法人税額の 10%（中小企業者等は 20%）を限度）ができる。                      H30. 3. 31</p>					25 年度改正で 創設 ▲1,050 26 年度改正で 拡充 ▲1,060

1-④資源確保

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<b>海外投資等損失準備金</b> 資源開発事業法人等の株式等の価格の低落等に備えるため、その株式等の取得価額の30%又は90%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 H28. 3.31	10	176	運輸通信公益事業 74.9% 鉱業 23.1% 石油製品製造業 2.0%	—	▲48
<b>探鉱準備金又は海外探鉱準備金</b> 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 H28. 3.31	42	776	鉱業 98.0% 化学工業 1.5% 窯業又は土石製品製造業 0.4%	657 (84.7%)	▲210
<b>新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除</b> 新鉱床探鉱費の支出等をした場合に、通常の損金算入のほか、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の益金算入額等を限度に支出額の損金算入ができる。 なし	20	258	鉱業 99.4% 窯業又は土石製品製造業 0.4% 石油製品製造業 0.2%	256 (99.1%)	▲70

1-⑤その他

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<b>農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除</b> 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合には、800万円の特別控除ができる。 なし	10	0	農林水産業 83.2% 金融保険業 6.8% サービス業 4.8%	—	0
<b>特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例</b> 特定普通財産とその隣接する土地等との交換をしたときは、その交換について、圧縮記帳による課税の繰延べができる。 なし	1	0	食料品製造業 100%	—	0

## 2 中小企業支援に係るもの

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位 10 社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>中小企業者等の法人税率の特例（公益法人に係る部分等を除く）            中小企業者等の平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を 15%（本則：19%）とする。            H27. 3. 31</p>	660, 573	24, 021	—	—	▲961
<p>中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（中小企業投資促進税制）            中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額（船舶は取得価額の 75%）の 30%の特別償却又は 7%の税額控除（当期の法人税額の 20%を限度）ができる。            なお、平成 26 年 1 月 20 日～平成 29 年 3 月 31 日以内に特定機械装置等のうち、特定生産性向上設備等に該当するものを取得した場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本金 3, 000 万円超 1 億円以下…即時償却又は 7%税額控除</li> <li>資本金 3, 000 万円以下 …即時償却又は 10%税額控除</li> </ul> <p>H29. 3. 31</p>	特別償却 24, 342	2, 282	運輸通信公益事業 17.3% 建設業 11.0% 金属製品製造業 9.8%	67 (2.9%)	▲419
<p>特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除            経営改善設備等の取得等をして、指定事業の用に供した場合に、その経営改善設備等の取得価額の 30%又は 7%の税額控除ができる（資本金 3, 000 万円超の法人は特別償却のみ）。            H27. 3. 31</p>	特別控除 18, 479	132	サービス業 13.4% 運輸通信公益事業 11.5% 卸売業 8.4%	8 (6.0%)	▲132
<p>特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除            経営改善設備等の取得等をして、指定事業の用に供した場合に、その経営改善設備等の取得価額の 30%又は 7%の税額控除ができる（資本金 3, 000 万円超の法人は特別償却のみ）。            H27. 3. 31</p>					25 年度改正で 創設 ▲190
<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例            中小企業者等が、取得価額 30 万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）の取得等をした場合には、取得時に全額損金算入ができる。            ただし、取得価額の合計額が年 300 万円を超えるときは、年 300 万円に達するまでの合計額を限度とする。            H28. 3. 31</p>	431, 038	2, 423	サービス業 32.3% 建設業 11.9% 小売業 9.8%	1 (0.0002%)	▲242

### 3 特定の事業者に対する財務支援

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p><b>中小企業等の貸倒引当金の特例</b>            公益法人等又は協同組合等の一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額は、通常の繰入限度額の12%増しとすることができる。            なし（繰入限度額の割増措置はH27.3.31）</p>	8,994	4,340	金融保険業 93.0% その他 2.4% 卸売業 2.1%	806 (18.6%)	▲66
<p><b>中小企業者等の法人税率の特例（公益法人に係る部分等）</b>            中小企業者等の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を15%（本則：19%）とする。            H27.3.31</p>	42,479	958	—	—	▲38
<p><b>社会保険診療報酬の所得計算の特例</b>            医療法人が、社会保険診療につき支払を受けるべき金額が5,000万円以下であるときは、概算経費率で計算した金額を損金に算入することができる。            なし</p>	40	3	サービス業 97.8% その他 2.2%	1 (51.6%)	▲1
<p><b>特定の医療法人の法人税率の特例</b>            財団又は持分の定めのない社団たる医療法人のうち、公益の増進に著しく寄与する等の要件を備えるものとして承認を受けた医療法人の法人税率は、19%（連結：20%）とする。            なし</p>	234	594	サービス業 98.2% その他 1.8%	218 (36.8%)	▲41
<p><b>農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例</b>            農業生産法人が飼育した肉用牛を一定の方法により売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛があるときは、その売却による利益相当額（免税対象飼育牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の売却による利益の額を除く。）の損金算入ができる。            H27.3.31</p>	1,020	214	農林水産業 94.8% その他 2.6% 卸売業 1.3%	39 (18.3%)	▲15
<p><b>認定特定非営利活動法人のみなし寄附金の損金算入の特例</b>            認定NPO法人が収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額は、収益事業に係る寄附金の額とみなす。            なし</p>	18	1	その他 78.5% 小売業 11.5% サービス業 8.6%	1 (94.0%)	0

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p><b>認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例</b>  認定NPO法人及び仮認定NPO法人の特定非営利活動に係る事業に関連して寄附金を支出した場合には、一般寄付金とは別枠で特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて特別損金算入限度額の範囲内で損金算入ができる。  なし</p>	13,177	103	サービス業 35.3% 化学工業 18.9% 金融保険業 12.6%	59 (57.9%)	▲18

#### 4 将来の損失や支出に対する備えに係るもの

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p><b>新事業開拓事業者投資損失準備金</b>  投資事業有限責任組合に出資をし、かつ、同組合の存続期間の終了の日までの期間内において特定新事業開拓当事業計画に従って新事業開拓事業者の株式を取得した場合に、期末に有する新事業開拓事業者の株式の帳簿価額合計額の80%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。  H29. 3. 31</p>					26年度改正で創設 ▲30
<p><b>特定事業再編投資損失準備金</b>  特定事業再編計画について認定を受けたものが、積立期間内に特定会社の特定株式等を取得した場合に、その特定株式等の取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。  H29. 3. 31</p>					26年度改正で創設 ▲100
<p><b>金属鉱業等鉱害防止準備金</b>  特定施設の使用終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金を積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。  H28. 3. 31</p>	7	0	非鉄金属製造業 53.9% 鉱業 44.8% サービス業 1.0%	—	0

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<b>特定災害防止準備金</b> 特定廃棄物最終処分場の埋立処分終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、(独)環境再生保全機構に維持管理積立金を積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 H28. 3. 31	132	41	サービス業 88.2% 運輸通信公益事業 4.4% その他 2.5%	28 (68.6%)	▲9
<b>新幹線鉄道大規模改修準備金</b> 承認積立計画に基づく新幹線鉄道の大規模改修に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 なし	1	333	運輸通信公益事業 100%	—	▲85
<b>使用済燃料再処理準備金</b> 使用済燃料の再処理等に要する費用の支出に備えるため、資金管理人に使用済燃料再処理等積立金を積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 なし	9	1,334	運輸通信公益事業 100%	—	▲82
<b>原子力発電施設解体準備金</b> 特定原子力発電施設の解体費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 なし	9	176	運輸通信公益事業 100%	—	▲6
<b>保険会社等の異常危険準備金</b> 保険業法等の規定による積立義務のある責任準備金の積立てに当たり、保険又は共済に係る異常災害損失の補填に充てるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 なし(積立率の特例はH28. 3. 31)	53	1,157	金融保険業 50.9% その他 49.1% サービス業 0.0%	1,118 (96.7%)	▲270
<b>原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金</b> 保険業法の規定による積立義務のある責任準備金の積立てに当たり、原子力災害損失又は地震災害損失の補填に充てるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 なし	16	541	金融保険業 100%	541 (99.9%)	▲141

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<b>関西国際空港用地整備準備金、中部国際空港整備準備金</b> (1) 関西国際空港の空港用地の整備に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 (2) 中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 なし	0	0	-	-	-
<b>特定船舶に係る特別修繕準備金</b> 特定船舶について行う特別の修繕に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 なし	568	102	運輸通信公益事業 67.4% 卸売業 14.9% 石油製品製造業 8.9%	49 (48.5%)	▲13
<b>農業経営基盤強化準備金</b> 交付金等の交付を受けた認定農業生産法人等が、認定計画等に従って行う農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるため、積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。 H27. 3. 31	1,640	124	農林水産業 97.6% 食料品製造業 0.9% その他の製造業 0.5%	8 (6.3%)	▲25
<b>農用地等を取得した場合の課税の特例</b> 農業経営基盤強化準備金を積み立てている認定農業生産法人等が、準備金を取り崩して農用地等の取得等をした場合には、一定の計算方法により圧縮記帳ができる。 なし	823	61	農林水産業 98.3% その他 0.4% 金融保険業 0.3%	4 (7.3%)	▲12
<b>特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例</b> 長期間にわたって使用される特定の基金等に係る負担金等を支出した場合には、支出時に全額損金算入することができる。 なし	74,131	1,187	金融保険業 32.6% サービス業 14.0% 建設業 11.0%	337 (28.4%)	▲239

5 収用・補償に係るもの

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位 10 社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例</p> <p>資産が土地収用法等の規定によって収用等をされ、原則として、その収用等のあった日から 2 年以内に代替資産を取得する場合には、5,000 万円特別控除との選択で、圧縮記帳による課税の繰延べができる。</p> <p>なし</p>	382	1,353	運輸通信公益事業 45.2% 不動産業 8.2% 非鉄金属製造業 7.5%	746 (55.1%)	▲242
<p>換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例</p> <p>土地区画整理事業等が施行され、換地処分等により交換取得資産を取得した場合には、圧縮記帳による課税の繰延べができる。</p> <p>なし</p>	99	768	機械製造業 35.2% 不動産業 29.4% 運輸通信公益事業 16.0%	613 (79.9%)	▲170
<p>収用換地等の場合の所得の特別控除</p> <p>資産が土地収用法等の規定により収用換地等をされ、補償金等又は交換取得資産を取得した場合には、圧縮記帳による課税の繰延べとの選択で、5,000 万円の特別控除ができる。</p> <p>なし</p>	2,739	388	不動産業 19.1% 小売業 13.9% サービス業 12.1%	7 (1.9%)	▲48
<p>特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除</p> <p>特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合には、2,000 万円の特別控除ができる。</p> <p>なし</p>	58	5	不動産業 21.1% サービス業 16.3% 卸売業 11.9%	2 (47.5%)	▲1
<p>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除</p> <p>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合には、1,500 万円の特別控除ができる。</p> <p>なし (一部 H26.12.31)</p>	78	6	不動産業 25.9% サービス業 14.4% 運輸通信公益事業 13.7%	2 (23.9%)	▲1
<p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例</p> <p>特定の交換分合があった場合には、一定の要件の下で、その交換分合について、圧縮記帳による課税の繰延べができる。</p> <p>なし</p>	0	0	—	—	—

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例</p> <p>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等と造成後の宅地との交換等が行われた場合には、その交換等について、圧縮記帳による課税の繰延べができる。</p> <p>なし</p>	0	0	—	—	—
<p>転廃業助成金等に係る課税の特例</p> <p>廃止業者等が、事業の廃止等に伴う交付金等の交付を受けて固定資産の取得等をした場合には、圧縮記帳による課税の繰延べができる。</p> <p>なし</p>	13	6	サービス業 63.4% 農林水産業 36.5% 不動産業 0.0%	6 (100.0%)	▲1

## 6 特別な事業体に係るもの

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位10社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>特定目的会社に係る課税の特例</p> <p>特定目的会社が配当可能利益の90%超を配当として支払っている場合には、一定の要件の下、その支払配当の損金算入ができる。</p> <p>なし</p>	501	2,660	金融保険業 97.5% 不動産業 1.3% その他 1.0%	984 (37.0%)	▲552
<p>投資法人に係る課税の特例</p> <p>投資法人が配当可能利益の90%超を配当として支払っている場合には、一定の要件の下、その支払配当の損金算入ができる。</p> <p>なし</p>	76	1,960	金融保険業 97.5% 不動産業 2.5%	1,090 (55.6%)	▲382
<p>特定目的信託に係る受託法人の課税の特例</p> <p>特定目的信託が分配可能利益の90%超を利益の分配として支払っている場合において、その特定目的信託に係る受託法人は、一定の要件の下、その利益の分配の損金算入ができる。</p> <p>なし</p>	0	0	—	—	—
<p>特定投資信託に係る受託法人の課税の特例</p> <p>特定投資信託が分配可能収益の90%超を収益の分配として支払っている場合において、その特定投資信託に係る受託法人は、一定の要件の下、その収益の分配の損金算入ができる。</p> <p>なし</p>	0	0	—	—	—

## 7 その他

措置・概要・期限	件数	適用総額 (億円)	主な適用業種 及び業種別割合	上位 10 社の適用 額合計(億円)	減収見込額 (億円程度)
<p>特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例</p> <p>受取配当等の益金不算入制度の適用の場合において、特定株式投資信託の収益の分配額については、剰余金の配当等と同様の計算方法により算出した金額を益金不算入とする。</p> <p>なし</p>	8,584	573	金融保険業 69.5% 卸売業 4.5% 不動産業 3.9%	311 (54.3%)	▲33
<p>損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例</p> <p>受取配当等の益金不算入制度の負債利子から運用財産が株式等以外のものに限定された積立勘定の利子（特別利子）を除外する。</p> <p>H31. 3. 31</p>	12	1,007	金融保険業 100%	1,007 (99.9%)	▲208

(注) 減収見込額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 24 年度)を基に試算した減収額(実績推計)。ただし、25・26 年度改正において創設等をした措置については改正減収見込額を記載している。

## 経過年数別の法人税関係租税特別措置

経過年数	創設年	項 目
50年以上	昭26	船舶の特別償却
	昭28	保険会社等の異常危険準備金
	昭36	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金
	昭36	技術研究組合の所得計算の特例
	昭39	海外投資等損失準備金
	昭39	特定の医療法人の法人税率の特例
45年以上	昭40	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
	昭40	探鉱準備金又は海外探鉱準備金
	昭41	倉庫用建物等の割増償却
	昭41	中小企業等の貸倒引当金の特例
	昭42	公害防止用設備の特別償却
	昭42	試験研究を行った場合の税額控除
	昭42	特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例
	昭42	準備金方式による特別償却
	昭42	準備金方式による特別償却
	昭44	特定再開発建築物等の割増償却
40年以上	昭47	転廃業助成金等に係る課税の特例
	昭48	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却
	昭49	金属鉱業等鉱害防止準備金
35年以上	昭50	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例
	昭54	医療用機器等の特別償却
30年以上	昭55	共同利用施設の特別償却
	昭58	使用済燃料再処理準備金
	昭59	関西国際空港用地整備準備金

経過年数	創設年	項 目
25年以上	昭62	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却
	昭62	特定災害防止準備金
20年以上	平 2	原子力発電施設解体準備金
15年以上	平 7	特定株式投資信託の収益の配分に係る受取配当等の益金不算入等の特例
	平 9	沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却
	平10	中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除
	平10	特定船舶に係る特別修繕準備金
	平10	特定目的会社に係る課税の特例
	平10	投資法人に係る課税の特例
	平10	中部国際空港整備準備金

(備考) ・減収関係の措置についてとりまとめたものである。  
 ・平成26年4月1日時点の経過年数による。

## ナフサに係る免税・還付措置

### 【経緯・現状】

- 揮発油税等については、昭和 29 年の道路特定財源化を踏まえ、道路整備に関係がない用途に供される揮発油についての特例を設ける趣旨等から、昭和 32 年から免税。
- 石油石炭税については、昭和 53 年の石油税創設時に、石油化学産業を取り巻く環境が厳しくナフサ価格の低廉化を図る必要があること等を理由に輸入ナフサの免税措置を創設（国産ナフサについては平成元年に創設）。

### 【具体的な仕組み】

- ・ ナフサを輸入又は原油からナフサを精製し、石油化学製品等の製造を行う場合において、当該ナフサに係る揮発油税等及び石油石炭税を免税・還付する。

税目：揮発油税、地方揮発油税

増減収見込額：▲3.6兆円程度（平成24年度）

税目：石油石炭税

増減収見込額：▲1,120億円程度（平成24年度）

### 【揮発油税・地方揮発油税の場合】

